2023 年度　情報化評議会(CI-NET)　第 1 回　資料 6
2023 年 4 月 20 日

CI-NET LiteS 実装規約準拠基準の考え方

■ケースの整理

CI-NET LiteS 実装規約 は、建設産業におけるオンラインデータ交換の標準である「CI-NET 標準ビジネスプロトコル （以下「CI-NET 標準 BP」という。）」に準拠したもので、通信方式、メッセージで使用するデータ項目など、CI-NET 標準 BP では取引当事者間で取り決める余地のある部分を、実業務に則して要点を絞り込み分かり易く整備したものである。

CI-NET 利用者は、CI-NET LiteS 実装規約に準拠したサービスあるいはシステムを利用することとする。

CI-NET LiteS 実装規約には、情報伝達規約と情報表現規約があり、それぞれあるいはともに準拠する場合がある。

規約	ケースA	ケースB	ケースC
情報伝達規約	○	×	○
情報表現規約	○	○	×

■判断

事務局としては、ケースA（情報伝達規約、情報表現規約ともに準拠）のほか、ケースB（情報表現規約のみ準拠）についても準拠と判断する。

今後、情報伝達規約に関しては新たな技術の進展が予想されるため、柔軟な運用が求められることを想定。

CI-NET を利用する電子商取引に必要となる CI-NET 電子証明書は、上記のケースごとに枝番が違う別の電子証明書を取得することとする。ケースBは電子商取引グループごとに枝番が違う別の電子証明書を取得することとする。

以上